

愛媛県における平成16年度の化学物質の環境への排出状況等について

H18.2.24  
環境政策課  
(内線2349)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」第5条第2項に基づき、今年度事業者から届出のあった平成16年度の本県の排出量等の状況については、次のとおりです。

なお、PRTR制度の概要については、別紙をご覧ください。

1 排出量等の届出状況

今年度は、県内537の事業所から届出がありました（昨年度比7事業所増、届出対象事業者の要件については別紙参照）。業種別及び市町村別の届出状況は、表1-1及び1-2のとおりです（市町村名表記については平成16年4月1日現在）。

【表1-1 業種別の届出事業所数】 ( )内は平成15年度の件数

業種	届出事業所数		業種	届出事業所数	
	全国	県内		全国	県内
金属鉱業	16	2 (2)	武器製造業	7	0 (0)
原油・天然ガス鉱業	31	0 (0)	その他の製造業	475	3 (3)
食料品製造業	248	1 (1)	電気業	118	2 (1)
飲料・たばこ・飼料製造業 <sup>(注1)</sup>	89	1 (1)	ガス業	53	0 (0)
繊維工業	219	2 (2)	熱供給業	23	0 (0)
衣服・その他の繊維製品製造業	37	0 (0)	下水道業	1,707	24 (24)
木材・木製品製造業	216	1 (0)	鉄道業	61	0 (0)
家具・装備品製造業	102	0 (0)	倉庫業	128	3 (3)
パルプ・紙・紙加工品製造業	370	12 (13)	石油卸売業	513	2 (1)
出版・印刷・同関連産業	367	1 (1)	鉄スクラップ卸売業	20	2 (0)
化学工業 <sup>(注2)</sup>	2,218	27 (25)	自動車卸売業	237	0 (0)
石油製品・石炭製品製造業	176	2 (2)	燃料小売業	18,823	271 (269)
プラスチック製品製造業	948	12 (12)	洗濯業	136	2 (2)
ゴム製品製造業	277	1 (1)	写真業	3	0 (0)
なめし革・同製品・毛皮製造業	27	0 (0)	自動車整備業	3,340	45 (50)
窯業・土石製品製造業	514	1 (2)	機械修理業	57	1 (0)
鉄鋼業	342	2 (2)	商品検査業	28	1 (0)
非鉄金属製造業	532	8 (7)	計量証明業	32	1 (1)
金属製品製造業	1,626	7 (9)	一般廃棄物処理業	1,827	50 (45)
一般機械器具製造業	691	12 (11)	産業廃棄物処分業	496	9 (8)
電気機械器具製造業 <sup>(注3)</sup>	1,536	9 (11)	高等教育機関	101	2 (3)
輸送用機械器具製造業 <sup>(注4)</sup>	1,138	14 (13)	自然科学研究所	195	0 (0)
精密機械器具製造業 <sup>(注5)</sup>	241	4 (4)	合計	40,341	537 (530)

(注1) 酒類製造業及びたばこ製造業の届出数を含む。

(注2) 塩製造業、医薬品製造業及び農薬製造業の届出数を含む。

(注3) 電子応用装置製造業及び電気計測器製造業の届出数を含む。

(注4) 鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業及び船用機関製造業の届出数を含む。

(注5) 医療用機械器具・医療用品製造業の届出数を含む。

【表1-2 市町村別の届出事業所数】

( )内は平成15年度の件数

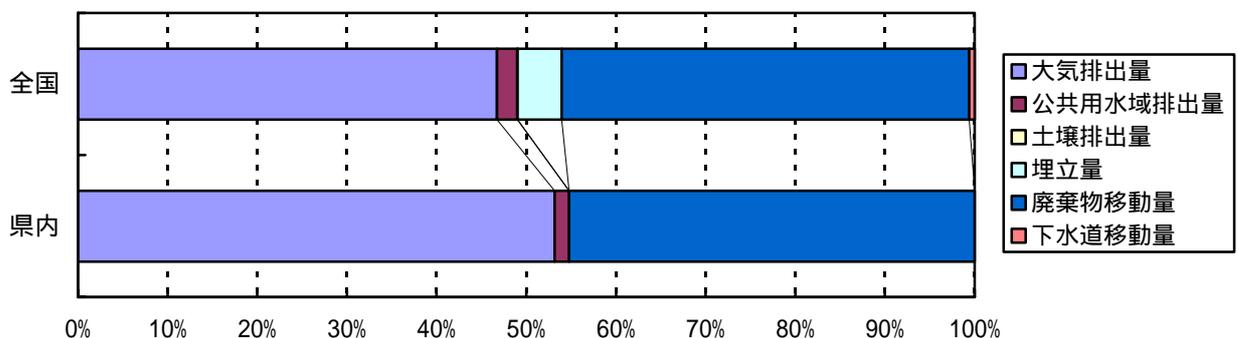
市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数
松山市	122(118)	波方町	5(4)	久万町	5(5)	伊方町	3(3)
今治市	42(40)	大西町	5(5)	面河村	0(0)	瀬戸町	1(1)
宇和島市	26(26)	菊間町	6(6)	美川村	2(1)	三崎町	2(1)
八幡浜市	12(13)	吉海町	4(5)	柳谷村	0(0)	吉田町	8(8)
新居浜市	56(52)	宮窪町	2(2)	小田町	3(4)	三間町	2(2)
西条市	21(17)	伯方町	3(2)	松前町	5(7)	広見町	6(7)
大洲市	17(21)	魚島村	1(0)	砥部町	7(7)	松野町	2(2)
伊予市	8(8)	弓削町	2(2)	広田村	1(1)	日吉村	0(0)
北条市	12(12)	生名村	2(1)	中山町	3(3)	津島町	4(5)
東予市	10(12)	岩城村	3(4)	双海町	0(0)	内海村	1(1)
四国中央市	37(39)	上浦町	4(4)	長浜町	3(3)	御荘町	1(1)
西予市	19(18)	大三島町	2(2)	内子町	8(8)	城辺町	4(4)
小松町	6(8)	関前村	0(0)	五十崎町	1(1)	一本松町	1(2)
丹原町	4(3)	重信町	8(8)	肱川町	0(0)	西海町	1(2)
朝倉村	2(1)	川内町	7(7)	河辺村	0(0)	合計	537
玉川町	1(1)	中島町	8(8)	保内町	3(2)		(530)

## 2 集計結果の概要

### (1) 総排出・移動量について

本県においては、138物質について届出があり（別表1）、その県内総排出・移動量は10,121トン（15年度比46トン増）であり、全国（499,504トン）の2.0%を占めております。その内、総排出量は5,545トン（15年度比794トン減）、総移動量は4,576トン（同840トン増）となっています（表2-1）。また、地域別総排出・移動量は、東予地域が県内の77.9%、中予地域が21.0%、南予地域が1.1%となっております（表2-2）。

【表2-1 総排出・移動量比率】



備考1 排出とは、事業活動にともなって、対象物質が環境中（大気、公共用水域、土壌）へ出て行くこと、並びに同一事業所内に対象物質を含む廃棄物を埋め立てること（埋立処分）。

2 移動とは、事業活動にともなって、対象物質を含む廃棄物が事業所外の場所に移されること。産業廃棄物として廃棄物処理業者に処分を委ねることや、自社の別の事業所に移して処分する「当該事業所の外への移動」及び対象物質を含む排水を下水道へ放流する「下水道への移動」を「移動」に分類し、届出を行う。

【表2-2 地域別排出・移動量】 ( )内は平成15年度実績

地 域	排出量(トン/年)	移動量(トン/年)	合計(トン/年)	県内比率(%)
東 予	4,442(5,215)	3,442(2,412)	7,884 (7,627)	77.9(75.7)
中 予	1,079(1,061)	1,051(1,254)	2,130 (2,315)	21.0(23.0)
南 予	24 (63)	83 (70)	107 (133)	1.1 (1.3)
計	5,545(6,339)	4,576(3,736)	10,121(10,075)	

備考 東予：今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、東予市、周桑郡及び越智郡  
 中予：松山市、伊予市、北条市、温泉郡、上浮穴郡及び伊予郡  
 南予：宇和島市、八幡浜市、大洲市、喜多郡、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡

排出・移動量の多い市町村、業種については、表2-3のとおりとなっており、上位5市町で全体の約79%、上位5業種で全体の86%を占めております。なお、市町村別及び業種別排出・移動量は別表2、3のとおりとなっております。

【表2-3 排出・移動量の多い市町村、業種】

・排出・移動量の多い市町村

順位	市町村名	排出量(トン/年)	移動量(トン/年)	合計(トン/年)	総排出移動量比(%)
1	新居浜市	926	1,322	2,248	22.2
2	松山市	846	927	1,773	17.5
3	四国中央市	1,302	174	1,476	14.6
4	宮窪町	1	1,367	1,368	13.5
5	西条市	725	355	1,080	10.7

・排出・移動量の多い業種

順位	業種名	排出量(トン/年)	移動量(トン/年)	合計(トン/年)	総排出移動量比(%)
1	化学工業	1,022	2,081	3,103	30.7
2	船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,875	220	2,095	20.7
3	非鉄金属製造業	7	1,434	1,441	14.2
4	プラスチック製品製造業	1,089	72	1,161	11.5
5	パルプ・紙・紙加工品製造業	726	175	901	8.9

排出・移動量の多い物質は、表2-4のとおりとなっており、上位5物質で全体の約69%を占めています。

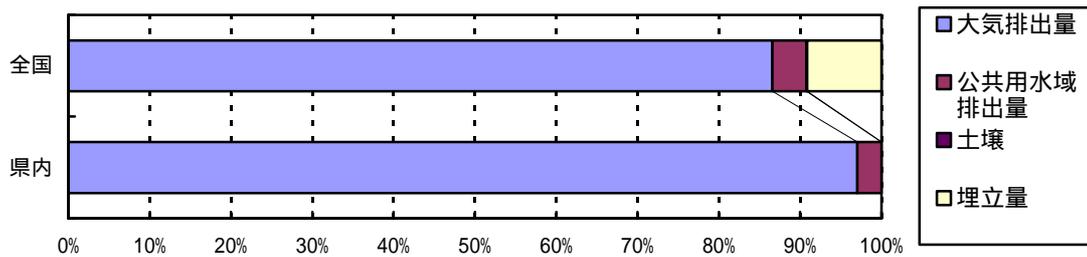
【表2-4 排出・移動量の多い物質】

順位	物質番号	物質名	排出量(トン/年)	移動量(トン/年)	合計(トン/年)	総排出移動量比(%)
1	227	トルエン	2,078	705	2,783	27.5
2	63	キシレン	1,356	135	1,491	14.7
3	311	マンガン及びその化合物	4	1,456	1,460	14.4
4	40	エチルベンゼン	590	49	639	6.3
5	43	エチレングリコール	12	592	604	6.0

(2) 総排出量について

県内総排出量の内訳は、大気への排出5,381トン(総排出量比97.0%、15年度比257トン減)、公共用水域への排出164トン(同3.0%、537トン減)、土壌への排出及び事業所内での埋立処分0トンとなっており、全国総排出量(269,558トン)の2.1%を占めています(表2-5)。

【表2-5 総排出量の排出先別比率】



排出量の多い市町村、業種については、表2-6のとおりとなっており、上位5市町で全体の約77%、上位5業種で全体の約9割を占めております。

【表2-6 排出量の多い市町村、業種】

・排出量の多い市町村

順位	市町村名	排出量(トン/年)	総排出量比(%)
1	四国中央市	1,302	23.5
2	新居浜市	926	16.7
3	松山市	846	15.2
4	西条市	725	13.1
5	大西町	473	8.5

・排出量の多い業種

順位	業種名	排出量(トン/年)	総排出量比(%)
1	船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,875	23.5
2	プラスチック製品製造業	1,089	16.7
3	化学工業	1,022	15.2
4	パルプ・紙・紙加工品製造業	726	13.1
5	一般機械器具製造業	253	8.5

また、排出量の多い物質としては、表2-7のとおりとなっており、上位5物質で全体の約84.4%を占めています。

【表2-7 排出量の多い物質】

順位	物質番号	物質名	排出量(トン/年)	総排出量比(%)
1	227	トルエン	2,078	39.4
2	63	キシレン	1,356	18.2
3	40	エチルベンゼン	590	8.4
4	145	ジクロロメタン(塩化メチレン)	497	7.6
5	7	アクリロニトリル	157	7.2

大気及び公共用水域への排出の多かった物質としては、表2-8のとおりとなっており、前者では上位5物質で排出量の約87%、後者では約69%を占めています。

【表2-8 排出量の多い物質（大気、公共用水域）】

・大気

順位	物質番号	物質名	排出量 (トン/年)	総大気 排出量比(%)
1	227	トルエン	2,077	38.6
2	63	キシレン	1,355	25.2
3	40	エチルベンゼン	590	11.0
4	145	ジクロロメタン(塩化メチレン)	497	9.2
5	7	アクリロニトリル	152	2.8

・公共用水域

順位	物質番号	物質名	排出量 (トン/年)	総水域 排出量比(%)
1	63	- カプロラクタム	51	31.0
2	283	ふっ化水素及びその水溶性塩	30	18.4
3	304	ほう素及びその化合物	17	10.1
4	40	エチレングリコール	10	5.8
5	95	メタクリル酸メチル	6	3.5

(3) 特定化学物質の県内での排出等状況

P R T R法においては、届出対象354物質のうち、発ガン性を有するなど特に有害性の高い物質として、12物質を「特定第一種指定化学物質」に指定しております。表2-9に、県内における当該物質の排出等状況を示します。

【表2-9 特定第一種指定化学物質の排出状況】

物質 番号	物質名	排出量	移動量	合計
26	石綿	0	1.0	1.0 (0)
42	エチレンオキシド	24.5	0	24.5(21.7)
60	カドミウム及びその化合物	0.8	3.6	4.4 (3.4)
69	六価クロム化合物	0.6	0	0.6 (0.6)
77	クロロエチレン(塩化ビニル)	18.0	0.2	18.2(16.2)
179	ダイオキシン類	4.9	14.8	19.7(18.7)
232	ニッケル化合物	1.2	80.1	81.3(18.4)
252	砒素及びその化合物	1.8	9.0	10.8 (4.8)
294	ベリリウム及びその化合物	0	0	0 (0)
295	ベンジリジン=トリクロリド	0	0	0 (0)
299	ベンゼン	87.6	0.0	87.6(69.6)
343	メトキサレン	0	0	0 (0)

備考 1 単位はトン/年(ダイオキシン類はg-TEQ/年)

2 ( )内は平成15年度実績

3 物質番号294、295及び343については届出なし

(4) 届出外排出量の推計

経済産業省及び環境省では、対象事業者から届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の排出量（届出外排出量）について、以下の事項ごとに統計資料等をもとに推定・算出しております。

- ・対象業種：対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量その他の要件を満たさないため、届出対象とならないもの
- ・非対象業種：対象業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者からの排出量
- ・家庭：家庭からの排出量
- ・移動体：移動体（自動車、二輪車、特殊自動車、鉄道車両、船舶、飛行機）からの排出量

本県における平成16年度の届出外排出量は、5,497トンと推定されており、全国届出外排出量（357,330トン）の1.5%を占めており、その内訳は、表2-10のとおりとなっております（詳細は別表4及び5のとおり）。

【表2-10 届出外排出量の内訳】

項目	排出量 (トン)	総届出外 排出量比(%)
対象業種	727	13.2
非対象業種	1,697	30.9
家庭	1,168	21.2
移動体	1,904	34.6
自動車	1,314.5	/
二輪車	256.3	
特殊自動車	58.8	
船舶	269.3	
鉄道車両	3.7	
航空機	1.3	

また、届出外排出量の多い物質については、表2-11のとおりとなっており、上位5物質で全体の約6割を占めています。

【表2-11 届出外排出量の多い物質】

順位	物質番号	物質名	排出量 (トン)	総届出外 排出量比 (%)
1	227	トルエン	1,091	19.8
2	63	キシレン	1,076	19.6
3	24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	448	8.1
4	307	ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル	418	7.6
5	50	N,N - エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N - エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	265	4.8

### 3 事業所別データの開示請求

国では、2月24日(金)より、全国の個別の事業所から届出のあった排出量等のデータについて、一般の方からの開示請求を受け付けております。

開示手続の方法等につきましては、以下の窓口までお問い合わせください。

- ・ 経済産業省

経済産業省製造産業局化学物質管理課内 P R T R 開示窓口

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

Tel 03-3501-1511 (内線3694、3695) Fax 03-3580-6347

ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/>

[chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

- ・ 環境省

環境省環境保健部環境安全課内 P R T R 開示窓口

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 合同庁舎第5号館25階

Tel 03-3581-3351 (内線6358) Fax 03-3580-3596

ホームページ <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

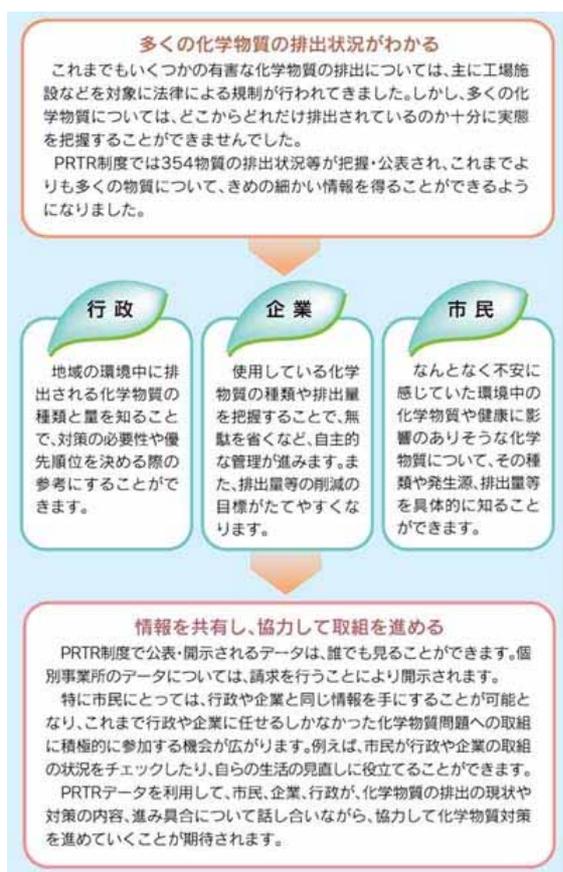
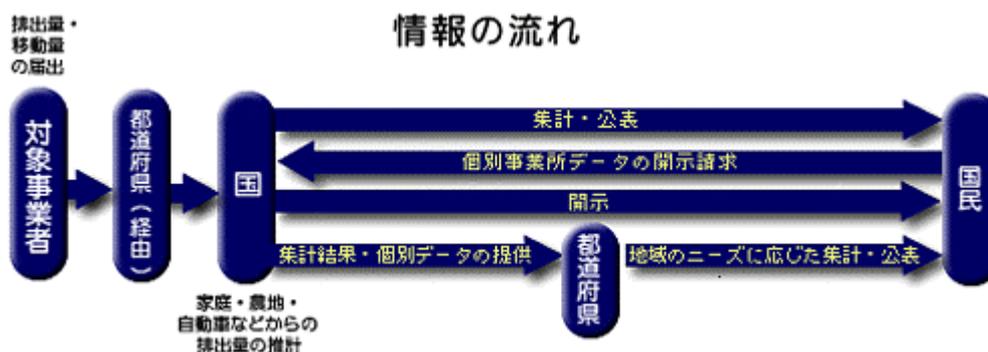
(別紙)

## P R T R制度の概要

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register : 環境汚染物質排出移動登録)とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質(第一種指定化学物質;354物質)を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出ます。

行政機関は、そのデータを整理し集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。



P R T R制度によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。

また、事業者は、環境保全のための行動について自主的な取り組みを進めることが求められており、将来的な化学物質の排出抑制が期待できます。

諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999(平成11)年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R法)により制度化されました。

## 届出対象事業者の要件

以下の3つの要件に全て該当する事業者については、P R T R法に基づく第一種指定化学物質の排出量等の届出が必要です。

### 1 対象業種

営んでいる業種が表1-1の業種に該当する事業者

### 2 従業員数

事業者全体として、常時使用される従業員数が21人以上の事業者

### 3 事業所の要件

次のいずれかの事業所を有する事業者

いずれかの第一種指定化学物質<sup>\*1</sup>の年間取扱量が1トン以上である事業所  
(平成14年度把握分までは5トン以上であった)

いずれかの特定第一種指定化学物質<sup>\*2</sup>の年間取扱量が0.5トン以上である事業所  
金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物  
その他の施設が設置されている事業所

下水道業を営み、下水道終末処理施設が設置されている事業所

ごみ処分業又は産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む)を営み、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物  
処理施設が設置されている事業所

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設が設置されている事業所

なお、～を有する事業者については、(特定)第一種指定化学物質の年間取扱量にかかわらず、1及び2の要件に該当する場合、届出が必要です。

\*1 第一種指定化学物質とは、人の健康、動植物の生息・生育及びオゾン層破壊等に影響を及ぼすおそれのある物質で、製造及び使用等の状況からみて、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められるものであり、354物質が指定されている。

\*2 特定第一種指定化学物質とは、第一種指定化学物質のうち、発ガン性を有する等特に影響が強いと考えられる物質であり、12物質が指定されている。